

(6) 公共施設の景観づくり

- 現行の景観計画では、第4章 公共施設における先導的な景観づくりとして、公共施設の整備に関する配慮事項を挙げ、区が公共施設の整備や改修を行う際に配慮するとともに、国や都に対しても同配慮事項に基づき配慮するよう調整すると記載されている。
- 他自治体では、公共施設の景観形成ガイドラインを策定し、文京区における「公共施設の整備に関する配慮事項」にあたる内容をより詳細にまとめているケースがあるほか、一定の公共施設の整備にあたってはアドバイザーによる事前協議を実施することとしているケースも見られた。

事例:板橋区公共施設整備景観ガイドライン(平成 25 年3月)

板橋区では、区担当者同士や区担当者と委託業者との伝達ツール、あるいは設計の際のチェックシートとして活用することを目的として、公共施設整備景観ガイドラインを策定している。

目次

活用方法	【本書の構成と活用方法】	P1
	【各ガイドラインの使い分けと整備段階における活用方法】	P3
	【景観の捉え方】	P5
基本事項	序章 目的と取組みの基本姿勢	P6
	1 はじめに	
	2 目的と位置づけ	
景観形成指針	3 適用の範囲	
	4 取組みの基本姿勢	
	第1章 公共施設整備景観ガイドラインの基本方針	P12
	1 景観計画の「景観形成の基本方針」	
	2 本ガイドラインの基本方針	
	第2章 施設別のガイドライン	P18
	1 公共建築物	P20
	①全体景観	P21
	2 道路・橋りょう	P24
	①全体景観	P25
	②個別景観 道路構造・橋梁構造	P27
	交差点・橋脚・駅前空間	P29
	橋りょう	P30
	3 公園・緑地・緑道	P32
	①全体景観	P33
	②個別景観 境界部	P35
	入口	P37
	公園施設	P38
	4 河川	P40
	①全体景観	P41
	②個別景観 水辺の道・オープンスペース	P43
	護岸	P44
	第3章 共通要素別のガイドライン	P46
	1 フェンス類	P49
	2 ボール類	P50
	3 擁壁	P51
	4 設備類	P52
	5 舗装類	P53
	6 駐車場・駐輪場	P54
	7 仮囲い	P55
	8 樹木類	P56
	9 公共サイン	P57
	10 色彩	P59
	参考資料	P68
	1 施設区分	
	2 公共施設の色彩選定にあたって	

図 2-27 板橋区公共施設整備景観ガイドライン 目次

3 公園・緑地・緑道

方針 まちとのかかわりや地域特性を尊重した魅力づくりに配慮

考え方

公園・緑地・緑道を取巻く地域には、自然や歴史・文化的な景観資源、民間施設、他の公共施設があります。対象施設を単独としてとらえるのではなく、これらとのかかわりや調和の観点から景観整備を行うことが重要です。

配慮事項

- ①公園・緑地・緑道周辺の住宅地や商業地等とのかかわりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮する。
 - 周辺からの見え方への配慮（導入、ランドマーク、周辺のスカイライン）
 - 公園の入口部や境界部は、地域にふさわしいまちかどの表情や緑と調和する落ち着いたデザインに配慮
 - 住宅地等においては緑と調和する落ち着いたデザインに配慮
 - 同じ機能の街区公園であっても必ずしも同じ景観形成の公園になるとは限らない。例えば、住宅地内と商業地内の公園では、それぞれの特性に応じた景観形成の公園づくりがあることを意識することが重要
- ②公園・緑地・緑道周辺の緑や歴史・文化的な景観資源とのかかわりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮する。
 - 景観資源の特徴を公園づくりに活かす工夫
 - 利用者を魅了する景観の演出（水・緑・彩り、歴史・文化的な景観資源の活用）
 - 公園のトイレや施設等に地域特性を活かしたデザインを行う場合は、その特性を単純に模倣化するのではなく、その本質的な特徴を活かしたデザインに配慮（特性を単純に模倣化するとは、例えば公園の周囲に神社がある場合に、神社の形態や色彩を地域特性と見立ててそのままトイレ等のデザインに取り入れること）

図解

■全体景観の考え方



図 2-28 板橋区公共施設整備景観ガイドライン 施設別のガイドライン（公園・緑地・緑道）

事例:佐倉市公共施設景観ガイドライン

佐倉市では、公共施設景観ガイドラインを策定しており、本ガイドラインに基づき一定の公共施設に対して事前協議を実施することを義務付けている。

(2) ガイドラインの適用の範囲

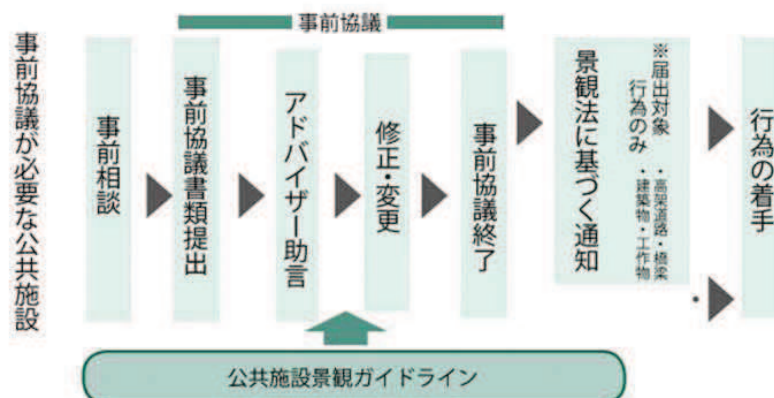
●事前協議の対象事業

このガイドラインは、次表に示すものについて事前協議の対象とし、ガイドラインを活用しながら、より具体的な整備の方法について、アドバイザー制度も活用しながら協議を進めるものとします。

表記以外のものでも可能な範囲で景観への配慮を行うこととし、また、市長が必要と認めた場合は事前協議を実施します。

施設	事前協議の実施	
	市全域	景観重要拠点 景観形成重点区域
建築物、工作物	景観計画の届出対象行為に該当するもの	すべて
高架道路・橋梁	延長 20 m 以上又は幅員 10 m 以上のもの	すべて
道路	景観軸 (道路軸及び、水とみどりの軸となる河川沿いの道路)	すべて
河川	一級河川又は準用河川	すべて
公園	面積が 0.25ha を越えるもの	すべて
その他 公共サイン	案内板、誘導サインの新設又は外観の変更	

●ガイドラインを活用した公共施設の協議



●ガイドラインの適用範囲

佐倉市が整備・管理する公共施設や、開発事業等で市に移管される公共施設は本ガイドラインに基づき景観配慮を行います。市内で公共施設の整備等を行う国・県等の管理者も、本ガイドラインに配慮して公共施設の整備を行うものとします。

また、公共公益事業者は（公的住宅供給機関、公共交通事業者、電気通信・ガス事業者）、施設が景観に与える影響を認識し、本ガイドラインを参考とするものとします。

●適用の除外

災害復旧事業などの緊急を要する事業、通常の維持補修や、地下構造物などの周辺景観に与える影響がないか極めて小さい事業は、適用を除外します。

ただし、除外事業であっても、可能な範囲で景観に配慮した事業の実施に努めるものとします。

図 2-29 佐倉市公共施設ガイドライン